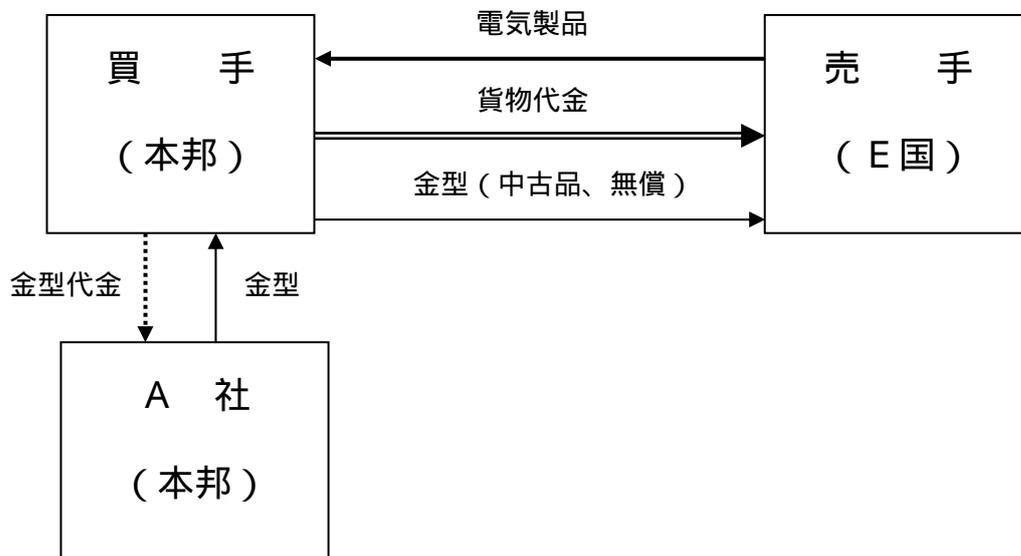


12. 輸入貨物の金型（買手が使用していた中古のもの）の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電気製品を購入（輸入）します。

当社は、当社と特殊関係にないA社から購入し、当社の工場で使用していた金型を、輸入貨物の生産に使用するために売手に無償で提供しました。なお、この金型は、輸入貨物の生産終了後、売手により処分されることとなっています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供した中古の金型の費用の額を現実支払価格に加算する必要がありますか。また、加算する必要がある場合、その費用の額はどのように計算するのですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に無償で提供した金型の費用の額は、現実支払価格に加算する必要があります。また、その費用の額は、当初の取得価格から貴社の使用による価値の減少に相当する額を控除することとなります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、その物品が買手に取得された後から買手により輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の使用等による価値の減少があるときには、その物品の価値の減少に相当する額を控除することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に無償で提供した金型は、「輸入貨物の生

産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」に該当することから、その金型の費用の額は、現実支払価格に加算する必要があります。

また、貴社はその金型を特殊関係にない者から取得し、その金型を提供するまでの間に自社の工場で使用していたことから、その金型に要する費用の額は、貴社の金型の取得価格から貴社の使用による価値の減少に相当する額を控除することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号ロ

関税定率法施行令第1条の5第2項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)